

議第12号議案

横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例の制定

横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例を次のように定める。

令和8年10月29日提出

市会運営委員会

委員長 藤 代 哲 夫

横浜市条例（番号）

横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例

横浜市会は、市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関として、市民の意見を市政に反映する重要な役割を担っている。全ての議員は、高い政治倫理と責任を自覚し、互いの人権を尊重しながら、自由かつ活発な議論を行い、誰もが安心して議会活動に携わることができる環境を確保しなければならない。

近年、ハラスメントの問題は、多様化及び複雑化しており、全国的に職場や組織等で深刻な問題となっているだけでなく、国際社会においても人権に関わる共通の課題として認識されている。ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとともに、健全な議会活動を妨げ、市民の信頼を損なうものである。

横浜市会においても、議員相互間及び議員と職員との関係において、その立場や権限を背景とした言動等により個人の尊厳が損なわれることは、職務遂行に支障を生じさせ、市政の円滑かつ効率的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、議員一人ひとりがハラスメントに関する知識を習得し、その理解を深め、ハラスメントの防止に向けた意識の醸成を図るとともに、ハラスメント事案が発生した場合には公正中立な第三者への相談体制を構築するなど、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応に着実に取り組む必要がある。

よって、横浜市会は、ハラスメントを断じて許さず、議員及び職員が相互に人権を尊重し、市民から信頼される議会としての使命を果たし続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、横浜市会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応について必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員がその職責を果たすことができる良好で安全な環境を整え、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項第1号若しくは第1号の2に規定する特別職（議員を除く。）に属する地方公務員であって、かつ、本市に属し、又は勤務する者をいう。

(2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 相手方を不快にさせる性的な言動

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は議員の活動環境若しくは職員の勤務環境（以下「勤務環境等」という。）を害するもの

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により活動し、若しくは勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により勤務環境等を害するもの

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗中傷その他相手方を不快にさせる言動であって、相手方の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は勤務環境等を害するもの

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員による他の議員又は職員に対するハラスメントについて適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ、重大な人権侵害に当たることを十分理解し、何人に対してもハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、ハラスメントを行ったと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにしなければならない。

- 3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思えられる事態に遭遇した場合は、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するなど、ハラスメントのない環境づくりに努めなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員及び職員がその責務や能力を十分発揮することができる勤務環境等を確保できるよう、議員によるハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議長は、議員によるハラスメントに起因する問題が生じた場合は、誠実に対応しなければならない。

(研修等)

第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(外部相談窓口)

第7条 議長は、ハラスメントを受けた旨の議員又は職員からの相談（以下「ハラスメント相談」という。）に対応するための窓口として、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント外部相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）を設置する。

- 2 外部相談窓口の相談員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。

- 3 相談員は、ハラスメント相談に関し、次に掲げる事項について対応するものとし、その内容を議長へ報告しなければならない。

(1) 事実関係の調査

(2) 当事者及び関係者（以下「当事者等」という。）に対する適切な指導及び助言

- 4 相談員は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査に必要な資料の提出を求めることができる。

- 5 当事者等は、相談員に対し、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。

- 6 相談員は、ハラスメント相談に係る事案が当事者等及び市会の運営に及ぼす影響等を総合的に考慮して、更なる調査又は対応措置が必要であると判断した

場合は、議長に対し、次条に規定する横浜市会ハラスメント対策委員会の設置を要請するとともに、当該委員会の設置後速やかに前3項の規定により把握した情報及び資料を引き継ぐものとする。

（対策委員会）

第8条 議長は、前条第6項の規定による相談員からの要請に基づき、ハラスメント相談に係る事案について調査審議するため、議長が別に定めるところにより、横浜市会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、委員3人をもって組織する。

3 委員には、ハラスメントに関して識見を有する者を充てる。

4 対策委員会は、前条第6項の規定により外部相談窓口の相談員から引き継いだ事案に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を議長に報告しなければならない。

(1) 事実関係の調査

(2) ハラスメントの認定及び評価

(3) ハラスメントの再発防止のために必要な措置

5 対策委員会は、当事者等に対し、事情の聴取及び書類、物件その他の調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

6 当事者等は、対策委員会に対し、意見書を提出し、及び書類、物件その他の立証に必要な資料を提出することができる。

7 対策委員会は、当事者から申出があったときは、意見陳述の機会を与えなければならない。

（調査への協力）

第9条 議員及び職員は、外部相談窓口の相談員及び対策委員会の委員が行う調査への協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。議員又は職員でなくなったときも同様とする。

（対応措置）

第10条 議長は、第8条第4項の対策委員会による調査審議において、議員がハラスメントを行ったと認められたときは、同項の報告に基づき、当該議員に対し、注意喚起、ハラスメントの中止の求めその他の必要な措置を講ずるものと

する。

- 2 議長は、議員が前項の規定による措置に応じないとき又はハラスメントによる被害の継続若しくはハラスメントの再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、あらかじめハラスメント相談を申し出た者の意見を聞いた上で、第8条第4項の報告に基づき、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、公表しようとするときは、あらかじめ、各会派の代表者等に報告するものとする。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

- 第11条 議員、外部相談窓口の相談員、対策委員会の委員その他のハラスメント相談に関する事案に携わる者は、当該事案に関し当事者等のプライバシーに十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

- 第12条 議員は、ハラスメント相談を行ったこと、外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したことその他ハラスメント相談に関する対応を理由として、当事者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（職務の代理）

- 第13条 この条例の規定による議長に属する権限の行使は、ハラスメント相談に係る事案の当事者が議長の場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条第1項の規定に準じて副議長が、議長及び副議長がともに当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を代理する。

（委任）

- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、議長が定める日から施行する。

（適用）

- 2 この条例の規定は、施行日以後に行われたハラスメントのうち、当該ハラス

メントが行われた際現に議員の職にある者（以下この項において「現職議員」という。）から他の現職議員又は現に職員の職にある者が受けたものについて適用する。

（見直し等）

- 3 この条例の規定は、この条例の施行後、社会環境の変化及びこの条例の施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

提 案 理 由

横浜市会議員によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への適切な対応について必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員がその職責を果たすことができる良好で安全な環境を整え、もって市民から信頼される議会の実現に資するため、横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例を制定したいので提案する。

議員提出議案の取扱い（案）

・議第12号議案 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例の制定

項 目		内 容
1	議 案 発 送	10月22日（木）
2	上 程 日	10月29日（木）の本会議
3	提案理由説明	簡潔に実施
4	質 疑	通告に応じ実施
5	通 告 期 間	10月23日（金）午前9時から27日（火）正午まで
6	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条 会議事件は、朗読、説明、質疑の後、所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、朗読及び説明は、省略することができる。

2 常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない事件又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適当としない事件は、特別委員会に付託する。

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

4 第1項及び第2項の委員会付託は、市会の議決により省略することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。